

(別紙1)

○ 「「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について」(平成16年9月29日障障発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">障障発第0929001号 平成16年9月29日 一部改正 障障発0330第7号 平成19年3月28日 <u>最終改正 障障発0329第6号</u> <u>平成25年3月29日</u></p>	<p style="text-align: right;">障障発第0929001号 平成16年9月29日 一部改正 障障発0330第7号 平成19年3月28日</p>
<p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中核市</p>
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>
<p style="text-align: center;">「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について</p>	<p style="text-align: center;">「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について</p>
<p>「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</u>」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知)第三の3の(21)の③において別に定めることとされている確</p>	<p>「<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</u>」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知)第三の3の(21)の③において別に定めることとされている確認すべき事項等については、下記のとおり</p>

認すべき事項等については、下記のとおりであるので、指定居宅介護事業者の指定に当たって十分留意するとともに、適切な指導監督を行っていただくようお願いしたい。

なお、指定居宅介護事業者が「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととしているので、念のため申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

「通院等のための乗車又は降車の介助」について、地域における当該サービスの必要性、当該サービスの質の確保及び給付の適正化といった観点から、都道府県及び市町村においては、事業所の指定、指導監督等に当たり以下の点に留意の上、十分な連携を図ることとされたい。

1 指定に当たっての市町村との連携

都道府県知事（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長）は、「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う指定居宅介護事業者の指定に当たり、事業所の所在市町村に対して、以下の内容について意見を求めるとともに、必要に応じて、指定前に実地調査を実施し、当該事業所の人員が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準」という。）で定める員数を満たしていること、基準に従って適正な事業の運営をすることができること等について確

であるので、指定居宅介護事業者の指定に当たって十分留意するとともに、適切な指導監督を行っていただくようお願いしたい。

なお、指定居宅介護事業者が「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととしているので、念のため申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

「通院等のための乗車又は降車の介助」について、地域における当該サービスの必要性、当該サービスの質の確保及び給付の適正化といった観点から、都道府県及び市町村においては、事業所の指定、指導監督等に当たり以下の点に留意の上、十分な連携を図ることとされたい。

1 指定に当たっての市町村との連携

都道府県知事は、「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う指定居宅介護事業者の指定に当たり、事業所の所在市町村に対して、以下の内容について意見を求めるとともに、必要に応じて、指定前に実地調査を実施し、当該事業所の人員が「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準」という。）で定める員数を満たしていること、基準に従って適正な事業の運営をすることができること等について確認すること。また、既に指定を受けている指定居宅介護事業者から運営規程の変更届が提出された場合も同様の取扱いとすること。

認すること。また、既に指定を受けている指定居宅介護事業者から運営規程の変更届が提出された場合も同様の取扱いとすること。

① ～④ (略)

2 指導監督等に当たっての留意事項、市町村との連携等

(1) 市町村の関与

事業所の指定を行う都道府県だけでなく、より身近な市町村が指定居宅介護事業者による「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供状況を確認するため、事業所の所在地の市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条に基づき、必要に応じて文書の提出を求め、又は当該事業者の職員に質問若しくは照会するなど、「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供状況等についての情報収集を常時行うよう配慮すること。

(2) (略)

① ～④ (略)

2 指導監督等に当たっての留意事項、市町村との連携等

(1) 市町村の関与

事業所の指定を行う都道府県だけでなく、より身近な市町村が指定居宅介護事業者による「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供状況を確認するため、事業所の所在地の市町村は、障害者自立支援法第10条に基づき、必要に応じて文書の提出を求め、又は当該事業者の職員に質問若しくは照会するなど、「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供状況等についての情報収集を常時行うよう配慮すること。

(2) (略)